

まん延防止等重点措置からの主な変更点

	まん延防止等重点措置	緊急事態宣言
対象区域	県全域 (重点措置区域：9市8町※)	県全域
県民の皆様	日中も含めた、外出、移動自粛 (生活の維持に必要な場合を除く)【24条】	同左 【45条1項】
	20時以降みだりに飲食店への出入りを避ける 【31条6第2項】	特に20時以降の外出自粛 【45条1項】
	外出機会の半減、感染対策がされていない・営業時間短縮に応じていない飲食店の利用を控える。	外出機会の半減、感染対策がされていない・営業時間短縮に応じていない飲食店の利用を厳に控える。 【45条1項】
飲食店 (飲食店営業許可を受けたカラオケ店を含む) (宅配・テイクアウトを除く)	営業時間短縮(20時まで) 飲食を主として業とする店舗においてカラオケ利用自粛 【重点措置区域内のみ】 ・酒類の提供自粛  【重点措置区域：31条6第1項】 【区域外：24条】	【酒類、カラオケの提供がある店舗】 休業要請 【45条2項】
		【酒類、カラオケの提供がない店舗】 (期間中に酒類、カラオケの提供をとりやめる店舗を含む) 営業時間短縮(20時まで) 【45条2項】
カラオケ店 (飲食店営業許可無し)	—	休業要請 【45条2項】
		期間中に酒類、カラオケの提供をとりやめる店舗 営業時間短縮(20時まで) 【45条2項】
結婚式場	営業時間短縮(20時まで) カラオケ設備利用自粛 【重点措置区域内のみ】 ・酒類の提供自粛  【重点措置区域：31条6第1項】 【区域外：24条】	【酒類、カラオケの提供がある店舗】 休業要請 【45条2項】
		【酒類、カラオケの提供がない店舗】 (期間中に酒類、カラオケの提供をとりやめる店舗を含む) 営業時間短縮(20時まで) 【45条2項】
	—	できるだけ1.5時間以内、50人または定員50%の少ない人数での開催

※桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、名張市、伊賀市

まん延防止等重点措置からの主な変更点（続き）

	まん延防止等重点措置	緊急事態宣言
集客施設 (別紙1)	<b>【重点措置区域内】</b> ・1,000 m <sup>2</sup> を超える施設は営業時間短縮(20時まで) <b>【24条】</b> ・1,000 m <sup>2</sup> を超える施設において酒類提供を可能な限り控える ・1,000 m <sup>2</sup> 以下の施設は可能な限り営業時間短縮等の対策	・ <b>1,000 m<sup>2</sup>を超える施設は営業時間短縮(20時まで)</b> <b>【24条】</b> ・1,000 m <sup>2</sup> 以下の施設は可能な限り営業時間短縮等の対策 ・酒類提供、カラオケ設備の提供を可能な限り控える
	<b>【重点措置区域以外】</b> ・1,000 m <sup>2</sup> を超える施設は可能な限り営業時間短縮等の対策	
イベント	開催基準として①、②の小さい方 ①人数上限：5,000人 ②収容定員： 大声の歓声等がある場合は50%以内 大声の歓声等がない場合は100%以内 <b>【24条】</b>	開催基準として、①、②の小さい方 ①人数上限：5,000人 ②収容定員：50%以内 <b>【24条】</b>
	開催時間を21時までとする <b>【24条】</b>	同左 <b>【24条】</b>
出勤抑制	在宅勤務（テレワーク）や休暇取得の促進等により、地域や業務の特性もふまえ出勤者の7割削減。	同左
	—	20時以降の勤務の抑制

※表中の【24条】等の表記について

要請にあたり根拠とする新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）における条文を表します。記載のないものは三重県感染症対策条例第11条第1項に基づき協力をお願いします。

・【24条】：特措法第24条第9項

知事が感染拡大防止のため、県民、事業者などの団体に協力要請を行うことができることを定めています。

・【31条6第1項、第2項】：特措法第31条の6第1項及び第2項。

特定の区域において、生活や経済に大きな影響を及ぼすほど感染が拡大する恐れがある場合に、「まん延防止等重点措置」の区域として政府より指定された際に、特に必要な要請を知事が行うことができることを定めています。  
第1項における要請に、正当な理由なく応じていただけない場合は、知事が命令を行うことができ、更に従っていただけない場合は罰則（過料20万円以下）となります。

・【45条1項、2項】：特措法第45条第1項及び第2項

全国的かつ急速的に感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすような事態となった際に、国が「緊急事態宣言」を発令します。これにより知事が県内で感染拡大を防止するために特に必要な要請を行うことができることを定めています。

第2項における要請は正当な理由なく応じていただけない場合は、知事が命令を行うことができ、更に従っていただけない場合は「まん延防止等重点措置」より重い罰則（過料30万円以下）となります。